

令和 2 年度における差別相談事例について

※本資料において令和 2 年度に係るデータは令和 3 年 1 月末時点のデータである。

1 本市における相談の受付状況

(1) 相談分野別件数

	行政 機関	教育	雇用・ 就労	公共交通 機関	医療・ 福祉	サービス (買物等)	災害時	その他 ・不明	合計
R 1	1	0	2	5	2	4	0	3	17
R 2	3	1	6	1	1	1	0	0	13

(2) 相談者の障がい種別ごとの取扱件数

	視覚	聴覚	肢体 不自由	知的	精神	発達	難病	その他 ・不明	合計
R 1	5	0	2	1	5	1	0	3	17
R 2	3	0	1	0	5	2	0	2	13

(※重複障がいのある方については主な障がい種別でカウント)

(3) 相談分野と障がい種別との関係

	視覚		聴覚		肢体		知的		精神		発達		難病		その他・不明	
	R01	R02	R01	R02												
行政	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
雇・就	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0
交通	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
医・福	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
サービス	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
合計	5	3	0	0	2	1	1	0	5	5	1	2	0	0	3	2

(4) 相談者区分

	R 1	R 2
障がい者本人からの相談	10	8
障がい者の家族からの相談	3	2
その他・不明 (福祉施設や相談事業所, 匿名等)	4	3

2 代表的な差別相談事例

【代表事例1】区役所の受付職員の対応について

分野	行政機関	障がい種別	視覚障がい	相談者	ガイドヘルパー
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護で視覚障がい者と区役所に行き、手続きを行った際、受付職員は申請書類をガイドヘルパーの前に出したり、ガイドヘルパーの方に話しかけたりと、障がい者本人に対しての適切な説明がなかった。 ・職員教育を徹底してほしい。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・受付職員は委託契約の職員であり、この件は障がい者対応に対する知識不足により発生している。 ・委託契約の事業所に共生条例を周知し、今後、障がいのある方本人に対して丁寧な対応をするように促し、条例のパンフレットを届けた。 ・各区役所に条例のパンフレットを届け、臨時・委託の職員への配布を依頼した。 				

【代表事例2】病院での入浴について

分野	医療福祉	障がい種別	精神障がい(境界性パーソナリティ障がい)	相談者	娘
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴中、介助担当の男性職員が脱衣場に入ってくる。そのことを事前に聞いていなかったため、驚きと羞恥心でいっぱいになった。 ・主治医に訴えると謝罪されたが、「入浴のルールは変えられない」と言われた。介助体制について、なんとか対策をして欲しい。また、男性職員に話しかけても無視されるなど心ない態度を取られ、差別的な扱いを受けていると感じている。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を病院に伝え、ケースワーカーとも連携し、状況の聞き取りに当たった。職員の半数が男性であることから脱衣場までの誘導を男性職員が行い、そのまま脱衣場まで入ってしまったと思われる。 ・話し合いの結果、看護師長は事実を認め、病院に配慮が足りなかったこと、今後は男性職員が脱衣場へは立ち入らないように周知徹底することを、直接本人に伝え謝罪した。本人は、病院の説明に納得した。 				

【代表事例3】 保育園に対する指導方法の改善について

分野	教育	障がい種別	発達障がい	相談者	親
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自身が療育施設を運営しながら、保育園に子供を通わせている。 ・昨年は付き添いや両親が求める指導方法を受け入れてもらえたが、担任が変わったので受け入れてもらえない。 ・付き添いを認められている保護者もいるのに、自分たちが認められないのは差別や合理的配慮の不提供になるのではないか。 ・弁護士にも相談したところ、条例違反に該当する案件だと言われた。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課・基幹相談支援センター・区役所健康福祉課で保育園との面談を行った。 ・付き添いは初年度のみで、2年目以降は不可。これは、保育園のルールである。障がいを理由とする差別に当たらない。 ・体制を強化し、可能な範囲で学年主任がフォローに入ることにした。 ・保護者は、説明に納得したが子どもの状況把握については、今後も様々な形で出来るように調整する。 ・今後も指導保育士を中心に、見守っていく。 ・副担任からは保護者に対して謝罪があった。 				

【代表事例4】 就労先（ドラッグストア）での業務内容の改善について

分野	雇用・就労	障がい種別	精神障がい	相談者	訪問看護師
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師より就労先での差別的な扱いにより本人が体調を崩しているという相談があった。本人からの訴えは次の通り。 ・ドラッグストアでの勤務がしんどいので、ゆとりのあるシフト組を店長に要望するがなかなか調整してもらえない。 ・業務内容は自分が要望してやっと改善。今は店長に相談できない状況。他のスタッフより冷遇されていると感じる。 ・これは、不利益な取り扱いに当たるのではないか。 				
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認の結果、店側と本人の話に食い違いがある。 ・店側は可能な限り本人の要望に沿うように努めているが、要望を通せない部分の説明を、本人が理解できるように上手く伝えることができなかった。そのため本人は混乱し、店に冷遇されていると感じた。 ・しかし、店側は本人を区別・排除・制限する対応はしていない。よって不利益な取り扱いには当たらない。 ・対応に苦慮している店側に、対応の仕方を助言、今後の工夫を促した。又、障害者就労・生活支援センターを紹介した。・共生条例を周知した。 				